

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（祖母、父、母、子ども2名）の日常生活阻害慰謝料について、それぞれ平成30年3月分までの期間につき月額10万円が賠償されたほか、父については他の家族との別離が生じたことや祖母の介護を行ったこと等の事情を考慮し、また祖母については避難先での生活により変形性膝関節症を患ったこと等の事情を考慮し、それぞれ同月分までの期間につき、さらに月額3万円が賠償された事例（なお、一部の申立人らについては、被申立人を被告とする訴えが係属している、いわゆる訴訟並走案件（平成30年当センター活動状況報告書25頁参照）について和解成立に至ったものであるが、特段、訴訟の取扱いについては合意内容となっていない。）。

## 和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、平成29年6月16日付けの被申立人答弁書記載の、申立人らと被申立人との間に争いがない別紙記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項の損害項目及び期間に対する和解金として、金1202万1600円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 継続協議

申立人ら及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年7月31日

（仲介委員 松本 佐弥香）

(別紙)

申立人X1について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	平成28年4月～平成30年3月	2,400,000円	
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)		2,400,000円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	2,400,000円

(別紙)

申立人X2について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	平成28年4月～平成30年3月	2,400,000円	
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)		2,400,000円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	2,400,000円

(別紙)

申立人X3について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害	平成28年8月23日, 8月31日	21,600円	・文書料
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	平成28年4月~平成30年3月	2,400,000円	
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)		2,421,600円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	2,421,600円

(別紙)

申立人X4について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	平成28年4月～平成30年3月	2,400,000円	
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)		2,400,000円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	2,400,000円

(別紙)

申立人X5について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	平成28年4月～平成30年3月	2,400,000円	
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)		2,400,000円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	2,400,000円

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（祖母、父、母、子ども2名）の日常生活阻害慰謝料について、それぞれ平成30年3月分までの期間につき月額10万円が賠償されたほか、父については他の家族との別離が生じたことや祖母の介護を行ったこと等の事情を考慮し、また祖母については避難先での生活により変形性膝関節症を患ったこと等の事情を考慮し、それぞれ同月分までの期間につき、さらに月額3万円が賠償された事例（なお、一部の申立人らについては、被申立人を被告とする訴えが係属している、いわゆる訴訟並走案件（平成30年当センター活動状況報告書25頁参照）について和解成立に至ったものであるが、特段、訴訟の取扱いについては合意内容となっていない。）。

## 和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項の損害項目及び期間についての和解金として、合計金1572万7533円の支払義務があることを認める。

### 第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、平成29年7月31日付け和解契約書（一部）記載のとおり、本件の賠償金として、合計金1202万1600円を支払い済みであることを確認する。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本和解に係る弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年12月18日

（仲介委員 松本 佐弥香）

別紙

平成〇〇年（東）〇

## 損害額一覧

項目	内容		期間	金額
精神的損害	X 1		平成28年4月1日から平成30年3月31日	2,400,000
	X 2		平成28年4月1日から平成30年3月31日	2,400,000
	X 3		平成28年4月1日から平成30年3月31日	2,400,000
	X 4		平成28年4月1日から平成30年3月31日	2,400,000
	X 5		平成28年4月1日から平成30年3月31日	2,400,000
身体的損害	文書料	X 3	平成28年8月23日、平成28年8月31日	21,600
生活費増加分	光熱費等	X 1	平成26年10月1日から平成28年12月21日	40,500
		X 2	平成26年10月1日から平成28年12月21日	40,500
		X 3	平成26年10月1日から平成30年3月31日	210,000
		X 4	平成26年10月1日から平成29年3月31日	150,000
		X 5	平成26年10月1日から平成28年12月21日	135,000
	食費増加分		平成26年10月1日から平成28年7月12日	146,667
	通信費増加分	X 3	平成26年9月1日から平成30年3月31日	106,888
	駐車場代	X 4	平成26年9月1日から平成29年3月31日	155,000
	家族間移動費	X 1	平成26年10月1日から平成29年3月31日	85,048
		X 2	平成26年10月1日から平成28年12月21日	142,560
		X 4	平成28年4月1日から平成29年3月31日	35,152
		X 5	平成28年4月1日から平成28年12月21日	25,344
	一時立入費用	X 1		平成26年10月1日から平成28年12月21日
就労不能損害	X 1		平成25年6月1日から平成26年5月31日	1,422,000
弁護士費用			損害額の3%	458,084
合 計				15,727,533



避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（祖母、父、母、子ども2名）の日常生活障害慰謝料について、それぞれ平成30年3月分までの期間につき月額10万円が賠償されたほか、父については他の家族との別離が生じたことや祖母の介護を行ったこと等の事情を考慮し、また祖母については避難先での生活により変形性膝関節症を患ったこと等の事情を考慮し、それぞれ同月分までの期間につき、さらに月額3万円が賠償された事例（なお、一部の申立人らについては、被申立人を被告とする訴えが係属している、いわゆる訴訟並走案件（平成30年当センター活動状況報告書25頁参照）について和解成立に至ったものであるが、特段、訴訟の取扱いについては合意内容となっていない。）。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項の損害項目及び期間についての和解金として、合計金1789万0533円の支払義務があることを認める。

### 第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、平成29年7月31日付け和解契約書（一部）および平成30年12月18日付け和解契約書（一部）記載のとおり、本件の賠償金として、合計金1572万7533円を支払い済みであることを確認する。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本和解に係る弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年3月29日

（仲介委員 松本 佐弥香）

## 損害額一覧

項目	内容		期間	金額	
精神的損害	X 1		平成28年4月1日から平成30年3月31日	2,400,000	
			平成27年5月1日から平成30年3月31日（増額分）	1,050,000	
	X 2		平成28年4月1日から平成30年3月31日	2,400,000	
	X 3		平成28年4月1日から平成30年3月31日	2,400,000	
			平成27年5月1日から平成30年3月31日（増額分）	1,050,000	
	X 4		平成28年4月1日から平成30年3月31日	2,400,000	
X 5		平成28年4月1日から平成30年3月31日	2,400,000		
身体的損害	文書料	X 3	平成28年8月23日、平成28年8月31日	21,600	
生活費増加分	光熱費等	X 1	平成26年10月1日から平成28年12月21日	40,500	
		X 2	平成26年10月1日から平成28年12月21日	40,500	
		X 3	平成26年10月1日から平成30年3月31日	210,000	
		X 4	平成26年10月1日から平成29年3月31日	150,000	
		X 5	平成26年10月1日から平成28年12月21日	135,000	
	食費増加分			平成26年10月1日から平成28年7月12日	146,667
	通信費増加分	X 3		平成26年9月1日から平成30年3月31日	106,888
	駐車場代	X 4		平成26年9月1日から平成29年3月31日	155,000
	家族間移動費	X 1		平成26年10月1日から平成29年3月31日	85,048
		X 2		平成26年10月1日から平成28年12月21日	142,560
		X 4		平成28年4月1日から平成29年3月31日	35,152
		X 5		平成28年4月1日から平成28年12月21日	25,344
	一時立入費用	X 1		平成26年10月1日から平成28年12月21日	553,190
就労不能損害	X 1		平成25年6月1日から平成26年5月31日	1,422,000	
弁護士費用			損害額の3%	521,084	
合計				17,890,533	